伐採及び伐採後の造林の届出書(伐採届)

内 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行うときは、

【伐採届】

森林や立木の伐採をする場合は、事前の届出が必要です。 伐採届の提出は、伐採を行う90日前から30日前までに 必要となりますので、早めの手続きをお願いします。また、 災害等に際し、緊急に伐採する場合は、事後の届出が必 要となります。判断が難しい場合はお問合せ下さい。

【別荘分譲地内での立木の伐採】

別荘分譲地内での立木の伐採については、管理事務所へ の申請が必要となる場合があります。伐採前に各管理事 務所へ確認してください。

- 対 茅野市の森林整備計画区域内の立木の伐採を行う方
- 他 伐採予定地が茅野市の森林整備計画区域に含まれている かの確認は、農林課林務係へお問い合わせください。
- 申【届出方法】

農林課林務係窓口または、ホームページに様式 回路公回 があります。必要書類を添付の上、農林課林 務係へご提出ください。



☎0266-72-2101 (内線 405)

~森林法改正に伴う伐採届の変更点等~ 伐採届の添付書類が統一・義務化されました

森林法の改正に伴い、伐採届の添付書類が統一・義務化されま した。令和5年4月1日以降に、茅野市に伐採届を提出する際に 必要な添付書類は以下のとおりです。

- 【添付書類】
- 森林の位置図・区域図
- ・届出者の身分確認書類(運転免許証、法人は登記事項証明書 等)の写し
- ・他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)
- 土地の登記事項証明書等
- ・伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者でない場合)
- ・隣接森林との境界関係書類
- ・現場写真(2~3枚)
- ・その他必要と認める書類

※詳細はホームページをご覧いただくか、農林課林務係へお問 い合わせください。

伐採届の関係様式が変更になりました

森林法の改正に伴い、令和5年4月1日以降に提出していただく 伐採届の関係様式が変更となりました。変更後の様式について は農林課林務係窓口やホームページで公開していますので、ご 確認ください。

なお、従来の伐採届関係様式についても、当面の間は引き続き ご使用いただけます。

諏訪地区小児夜間急病センター

諏訪地区小児夜間急病センターは、夜間の外来診療を専門とする小児医療機関です。夜間にお子さんが急病の際にご利用 ください。ご利用の際は、事前にお電話にて症状をお伝えください。

診療日:毎週 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日

診療科目:小児科(※ケガ・やけど・ハチ刺され・誤飲等は除きます。)

まずはお電話で症状をお伝えください

夜間にお子さんが体調をくずして、どこに相談しようか迷ったことはあり ませんか? 急な発熱、腹痛、嘔吐などでお困りのときは、諏訪地区小児夜



●診療時間

●診療科目 小児科(生後3ヶ月以上、中学生以下) (けが・やけど・ハチ刺され・誤飲は除きます)

午後7時~午後9時 (受付時間:午後6時30分~午後9時)

雷

話 0266-54-4699 諏訪市四賀2299-1(平安堂諏訪店駐車場の奥です)



浄化槽の適正管理で美しい 水環境を!

内 浄化槽は、微生物の働きを利用して 汚水を浄化する設備なので、微生物 が活動しやすい環境を保つために適 切な維持管理が必要です。人間のよ うに健康管理(保守点検、清掃)を 行い、定期的に健康診断(法定検査) を行いましょう。

【保守点検】

設備が適切に動き、いつもきれいな 処理水を保つため、定期的に槽内の 微生物の管理や装置の点検、調整を しましょう。作業は県知事の登録を 受けた業者に依頼してください。

【清掃】

浄化槽内にたまった汚泥、異物など を抜き出し、浄化槽内の調整・洗浄 をしましょう。汚泥がたまりすぎると、 水質低下や悪臭の原因になります。 作業は市町村の許可を受けた以下の 清掃業者に依頼してください。

■清掃業者

(有)茅野市清掃協会

☎0266-72-7722

【法定検査】

浄化槽は車検と同じように法定検査 を受けることが義務づけられていま す。新設後3か月から8か月の間に 検査をし、その後は年一回の検査を 受けなければなりません。法定検査 の受検については、以下までお問合 せください。

■法定検査についての問合せ (公社) 長野県浄化槽協会 検査セン ター諏訪分室

☎0266-53-6201

間 環境課 公害衛生係 ☎0266-72-2101 (内線 265)

情報ネットワーク

要点のみを掲載しています。

詳しい内容は、各担当課・各施設・ホームページなどでご確認ください。

不自然な枯れマツの情報 提供をお願いします

内 松くい虫被害は、マツノマダラカミキリ により媒介されるマツノザイセンチュウ によって引き起こされ、それまで健康 だったマツを急激に枯らします。

松くい虫被害の早期発見及び被害拡大 防止のため、松林の一部だけ枯れてい る等、不自然な枯れマツを見かけたら、 情報提供をお願いします。

【松くい虫とは】

クロマツやアカマツを枯らす森林病害 虫を松くい虫と呼びます。被害木は葉 が赤褐色又は黄褐色に枯れあがり、 最後には葉が全て落ちてしまいます。 また、幹を傷つけた際に松ヤ二がでな いことも特徴です。

間 農林課 林務係

☎0266-72-2101 (内線 405)



↑松くい虫被害木 (写真:長野県林業総合センター提供) Information

お知らせ

別荘所有者 (家屋敷税の課税 者) が受けられるサービス

内【公共交通(路線バス)】

家屋敷税課税対象となっている方お よび同居親族のうち、65歳以上の 方は茅野市が発行する公共交通(路 線バス) 利用者証を提示することに より、1回当たり上限300円の運賃 で乗車できます。(割引対象路線は、 メルヘン街道バスと穴山・原村線の 茅野市内区間のみとなります。)

公共交通(路線バス)利用者証の発 行は、身分証明書を持参の上、地域 福祉課窓口にてお手続きください。

【市営温泉施設】

家屋敷税課税対象となっている方お よび同居親族の方は、「アクアランド 茅野」、「河原の湯」、「金鶏の湯」、「縄 文の湯」、「望岳の湯」、「塩壺の湯」 を利用される場合、市民料金でご利 用できます。

- 他 温泉施設の場所や営業時間等の詳細 は11ページをご覧ください。
- 問 地域福祉課 福祉21推進係 ☎0266-72-2101(内線302·303)

広